



第7章

届出制度

第7章 届出制度

1. 居住誘導区域に係る届出制度

■ 届出制度の内容

- 居住誘導区域外における住宅開発等の動きを把握することを目的とした制度です。
- 居住誘導区域外において、下記届出対象に記載のいずれかの行為を行おうとする場合に、その行為に着手する30日前までに、町長への届出が原則必要となります。
(都市再生特別措置法第88条)
- 届出内容を変更する場合も、変更に係る行為に着手する日の30日前までに届出が必要となります。
- ただし、都市再生特別措置法第81条第1項(都市計画区域内)での行為に限ります。

■ 届出対象

【開発行為の場合】

- ① 3戸以上の住宅等の建築を目的とする開発行為

〈①の例〉3戸の開発行為

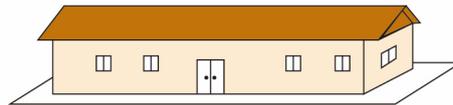
⇒ **届出対象**



- ② 1戸または2戸の住宅等の建築を目的とする開発行為で、その規模が1,000㎡以上のもの

〈②の例-1〉1,200㎡、1戸の開発行為

⇒ **届出対象**



〈②の例-2〉800㎡、2戸の開発行為

⇒ **届出不要**



【建築等行為の場合】

- ① 3戸以上の住宅等を新築しようとする場合

〈①の例〉3戸の建築行為

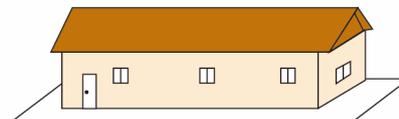
⇒ **届出対象**



- ② 建築物を改築し、または建築物の用途を変更して3戸以上の住宅等とする場合

〈②の例〉1戸の建築行為

⇒ **届出不要**



2. 都市機能誘導区域に係る届出制度

■ 届出制度の内容

- 都市機能誘導区域外における誘導施設の立地動向を把握することを目的とした制度です。
- 都市機能誘導区域外において、下記届出対象に記載のいずれかの行為を行おうとする場合、その行為に着手する30日前までに、町長への届出が原則必要となります。
(都市再生特別措置法第108条)
- 届出内容を変更する場合も、変更に係る行為に着手する日の30日前までに届出が必要となります。
- また、都市機能誘導区域内において、誘導施設を休止または廃止する場合は、原則として町への届出が必要となります。(都市再生特別措置法第108条の2)
- ただし、都市再生特別措置法第81条第1項(都市計画区域内)での行為に限ります。

■ 届出対象

【開発行為の場合】

- ・誘導施設を有する建築物の建築目的とする開発行為

【開発行為以外の場合】

- ・誘導施設を有する建築物を新築しようとする場合
- ・建築物を改築し、または建築物の用途を変更して、誘導施設を有する建築物とする場合